

ストレスチェック実施の概要

実施期間	毎年 9月1日～11月30日
外部委託先	予防医学協会（藤枝市）
実施者	産業医 田川先生、
実施事務従事者	総務部 石上 浩 （衛生管理者）
実施方法	別途、実施のおしらせを配布します。
受検しなかった場合	受検は任意です。罰則等はありません。 ただし、受検をしなかった場合、実施者から、再度別に定める日程で受検するよう連絡が届きます。最終的に、受検しなかった場合、氏名が総務部に開示されます。
高ストレス者面談	一定水準以上のストレス値となった方へ、実施者から産業医面談を受診するよう連絡が届きます。希望者は、総務部石上に申出てください。 受診は個人の自由ですが、生活習慣や働き方を見直すいい機会ですので、できる限り受診するようにお願いします。なお、高ストレス者面談では、就業制限（休業、残業禁止など）の可否の判定を産業医にして頂きます。
健康相談	会社には秘密で、実施者である保健師または精神保健福祉士に、ストレスや健康に関する不安や病院を受診すべきかなどについて、メールまたは電話相談ができます。総務部には、相談件数と相談内容が伝えられますが、個人名の開示はされません。

本件の実施に伴い、皆様が安心して働ける職場づくりを目指し、ストレスの原因を探り、職場環境の改善を図っていく所存ですので、対象者全員がストレスチェックを受検して頂きますようお願いいたします。

以 上